



2017年10月13日

各位

株式会社りそなホールディングス
(証券コード 8308)

(訂正)「株式会社みなと銀行普通株式(証券コード 8543)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」の一部訂正に関するお知らせ

株式会社りそなホールディングスが2017年9月26日付けで公表致しました「株式会社みなと銀行普通株式(証券コード 8543)に対する公開買付けの開始予定に関するお知らせ」について、一部訂正すべき事項がありましたので、下記のとおりお知らせ致します。下線部が訂正箇所となります。

なお、訂正後の記載内容につきましては、以下のURLをご参照下さい。

http://www.resona-gr.co.jp/holdings/news/hd_c/download_c/files/20170926_3b.pdf

記

I. 2. (2)②「本株式交換の実施」記載の「本持株会社と対象者との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」の(注4)

【訂正前】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受ける対象者の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第192条第1項規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第194条第1項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

【訂正後】

(注4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、1単元(100株)未満の本持株会社の普通株式(以下、「単元未満株式」)の割当てを受ける対象者の株主の皆様につきましては、その保有する

単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第 1 項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

I. 2. (2)②「本株式交換の実施」記載の「本持株会社と関西アーバン銀行との間の株式交換に係る株式の割当ての内容」の(注 4)

【訂正前】

(注 4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、単元未満株式の割当てを受ける関西アーバン銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第 1 項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

【訂正後】

(注 4) 単元未満株式の取扱いについて

本株式交換により、単元未満株式の割当てを受ける関西アーバン銀行の株主の皆様につきましては、その保有する単元未満株式を東京証券取引所その他の金融商品取引所において売却することはできません。そのような単元未満株式を保有することとなる株主の皆様は、会社法第 192 条第 1 項の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の保有する単元未満株式を買い取ることを請求することが可能です。また、会社法第 194 条第 1 項及び定款の規定に基づき、本持株会社に対し、自己の有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することも可能です。

I. 2. (3)①「本経営統合後の本持株会社の状況」記載の表のうち「代表者の就任予定」

【訂正前】

代表者の就任予定	代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉 なお、代表取締役は 4 名とし、その他の代表取締役 3 名には、それぞれ、本クローリング日における対象者頭取、関西アーバン銀行頭取及び近畿大阪銀行社長が就任する予定です。
----------	--

【訂正後】

代表者の就任予定	代表取締役兼社長執行役員 菅 哲哉 なお、代表取締役は4名とし、その他の代表取締役3名には、それぞれ、本クロージング日(下記「4. 本公開買付けに関する重要な契約等」の「(1) 本経営統合の概要」に定義される。)における対象者頭取、関西アーバン銀行頭取及び近畿大阪銀行社長が就任する予定です。
----------	---

I. 3. ④「独立した法律事務所からの助言」

【訂正前】

対象者は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、他の当事者から独立したリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、対象者の意思決定の方法、過程及びその他本株式交換に係る手続に関する法的助言を受けているとのことです。

【訂正後】

対象者は、取締役会の意思決定の公正性及び適正性を担保するために、他の当事者から独立したリーガル・アドバイザーである TMI 総合法律事務所から、対象者の意思決定の方法、過程及びその他本公開買付けに係る手続に関する法的助言を受けているとのことです。

I. 4. (1)①

【訂正前】

(前略)

- (i) 公開買付者、対象者及び関西アーバン銀行は、上記(a)乃至(h)の実行後、2018年4月1日に、本株式交換の効力を発生させるとともに、本持株会社の普通株式を東京証券取引所にテクニカル上場させる。

【訂正後】

(前略)

- (i) 公開買付者は本持株会社をして、対象者及び関西アーバン銀行は自ら、上記(a)乃至(h)の実行後、本クロージング日に、本株式交換の効力を発生させるとともに、本持株会社の普通株式を東京証券取引所にテクニカル上場させる。

II. 4. (1)「算定の基礎及び経緯」

【訂正前】

(前略)

本持株会社対象株式を取得するに当たり、公開買付者が支払う又は抛出する「本総対価」とは、①本公開買付けの対価として支払われる金額、②関西アーバン銀行普通株式に対する公開買付けの対価として支払われる金額、③関西アーバン銀行優先株式の発行済株式総数の100%の取得の対価として支払われる金額(公開買付者が受け取る2018年3月31日を基準日とする本優先株式に係る配当金の予想額控除後)及び④近畿大阪銀行の普通株式の発行済株式総数の100%に係る株式価値(以下に定義する「近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの100%株式価値」と同一)からりそな銀行による本持株会社に対する貸付金相当額を控除した価値の合算値をいいます。

(後略)

【訂正後】

(前略)

本持株会社対象株式を取得するに当たり、公開買付者が支払う又は抛出する「本総対価」とは、①本公開買付けの対価として支払われる金額、②関西アーバン銀行普通株式に対する公開買付けの対価として支払われる金額、③関西アーバン銀行優先株式の発行済株式総数の100%の取得の対価として支払われる金額(公開買付者が受け取る2018年3月31日を基準日とする関西アーバン銀行優先株式に係る配当金の予想額控除後)及び④近畿大阪銀行の普通株式の発行済株式総数の100%に係る株式価値(以下に定義する「近畿大阪銀行のスタンド・アローンベースの100%株式価値」と同一)からりそな銀行による本持株会社に対する貸付金相当額を控除した価値の合算値をいいます。

(後略)

32 頁「メリルリンチ日本証券による本株式価値等算定書における分析及び意見書の前提条件・免責事項等について」

【訂正前】

(前略)

メリルリンチ日本証券は、本経営統合の形態、ストラクチャー、本公開買付け、関西アーバン銀行の普通株式を対象とする公開買付け(以下、本公開買付けと総称して「本公開買付け等」)若しくは本優先株式のそれぞれについて支払われる対価、本株式交換における株式交換比率又は本経営統合のいずれかの段階において支払われるその他の対価等を含め本経営統合の条件その他の側面(本意見書に明記される範囲における本総対価を除く。)について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。

(後略)

【訂正後】

(前略)

メリルリンチ日本証券は、本経営統合の形態、ストラクチャー、本公開買付け、関西アーバン銀行の普通株式を対象とする公開買付け（以下、本公開買付けと総称して「本公開買付け等」）若しくは関西アーバン銀行優先株式のそれぞれについて支払われる対価、本株式交換における株式交換比率又は本経営統合のいずれかの段階において支払われるその他の対価等を含め本経営統合の条件その他の側面（本意見書に明記される範囲における本総対価を除く。）について、何ら意見又は見解を表明するものではありません。

(後略)

30 頁右上の記載

【訂正前】

(空白)

【訂正後】

別紙 1

32 頁右上の記載

【訂正前】

(空白)

【訂正後】

別紙 2

以上